ぽかぽか通信 NO.42

2022.8 月

ぽかぽか★サポートチーム(原発賠償ひょうご訴訟)事務局発行　http://pokapoka-hyogo.weebly.com/

国策である原発　事故は防げたのでは。　あらためて国の責任を問う

この訴訟は、東京電力福島第１原発事故でかけがえのない「あたり前の日常」を破壊された被害者が、完全賠償だけでなく医療的措置を含めた十分な恒久的補償制度を確立させ、憲法上の自己決定を尊重する「避難する権利」を勝ち取り、東電の重度の過失責任とそれを放置してきた国の責任を明確にすることを通じて、地球上で二度と同じような惨事を繰り返させない安心できる社会を実現して、「子どもたちの未来」を取り戻すことを求めている集団訴訟です。
原告数は、第一次訴訟（2013 年 9 月）17 世帯 50 人、第二次訴訟(2014 年 3 月)10 世帯 27 人、第三次訴訟(2015 年 3 月)4 世帯 7 人、合計で 31 世帯 84 人です。

第 44 回期日
本人＆証人尋問　9月1日(木)
10:00～12:00(2世帯)
13:30～16:30((1世帯・郷地医師))
神戸地方裁判所101法廷

次回　本人尋問(5世帯)
10月20日(木) 10 時～12 時・13 時半～16 時半

⇒午後の尋問は予定より早く終了する場合もあります
⇒午前と午後の閉廷後にミニ報告会あります
　場所:あすてっぷ神戸

弁護団より（津久井進副団長）

～ことばの重みについて～

ひょうご訴訟は、原告本人尋問が、まさに佳境に入っています。一人ひとりが原告として語る言葉には、とても重みや奥行きを感じます。ご自身や御家族の人生の変容を強いられ、苦悩や困難の中で過ごして来られた十年余の時間を、わずか１時間で語らなければならないわけですから、当然そこには思いが凝縮されます。「夢をあきらめて避難を決めました…」、「何より子どものことを考えて…」、「毎回、夫と別れるたびに子どもが泣いてしまって…」と、絞り出すようにお話しされる言葉が私たちの胸に刺さります。

「ことば」というのは難しいものです。話す側としてはどんな言葉を選んだら良いか悩みますし、聴く側としてもお話しの背景にある事情や知識があるかどうかで受け止め方が異なります。裁判所を説得する仕事をしていると、毎日が悩みの連続です。原告尋問で接する一つひとつの言葉に心を動かされ、「私たちも頑張らなければ」と鼓舞されます。

これと対照的なのが、６月１７日の最高裁判決でした。国の責任を否定した結論はともかくとして、その結論を導く理由のことばの羅列があまりにも軽いと思いました。たとえば、判決文の「大量の海水が本件敷地に浸入することを防ぐことができるものにはならなかった可能性が高いといわざるを得ない」という言い回しのように、「可能性が高い」とか「蓋然性が高い」という推定の言葉を積み重ねばかりなのです。事実の重みや科学的知見の奥行きはまったく感じられません。空疎な言葉の軽さがこの判決の特徴だと思います。

私たちは、引き続き、「ことば」を大事にして、誠実に裁判に向き合っていきましょう。それが正しい結論に至る近道だと信じています。

原告より　～尋問を終えて～

＊担当弁護士の先生方が、通常業務でお忙しい中、誠意をもって話を聞いてくださり、持ち時間の 20 分でいかにうまく伝えるか、質問事項の構築に時間を割いてくださったおかげで、反省点はあるものの、ひとまず本人尋問を終えることができ、ホッとしています。また、傍聴に来てくださったみなさんの応援がとても心強く、東電側の反対尋問も最後まで乗り切ることができました。まだこれからも本人尋問が続きますので、今後ともご支援よろしくお願いします。

＊2011 年から 11 年がたち、原発事故についての記憶が鮮明になる部分と、薄らぐ部分とが出てきています。本人尋問に向けて、混沌とする記憶を手繰り寄せることは、そのこと自体がつらいことでありましたが、同時に加害側への怒りの気持ちを再確認する機会になりました。揺れ動く自分の気持ちを最後まで維持したのは、「自分の経験は自分にしか語れない」という思いでした。本人尋問に向けて、わたしの経験をより鮮明に、確かなものにするために何度も練習をしてくださった弁護士の皆様、そして本人尋問の当日、会場で支援してくださったみなさまに心より感謝申し上げます。最後までこの裁判を闘っていきたいと思います。

兵庫県原発被災者支援弁護団
http://hinansha-hyogo.social-action.net/
事務局長　辰巳　裕規
事務局住所:
〒650-0044 神戸市中央区東川崎町１丁目 3-3
電話:　078-371-0171　　Fax:　078-371-0175
神戸合同法律事務所気付

原発賠償ひょうご訴訟

2022.8月 発行

ぽかぽか★サポートチーム

ぽかぽか★サポートチーム
尼崎市潮江 1-3-30KDI ビル４階
事務局（松本理花）080-1458-5327
http://pokapoka-hyogo.weebly.com/
フェイスブック（ぽかぽかサポートチーム）
ツイッター（@pokapokahyogo）

原告１世帯ずつの本人尋問が始まっています

2022 年本人尋問　期日日程

① １月 20 日　５世帯終了
② ３月 17 日　４世帯終了
③ ５月 19 日　３世帯終了　証人尋問(主尋問)終了
④ ６月 23 日　４世帯終了
⑤ ９月 １日　10 時～12 時・13 時半～16 時半
⑥10 月 20 日　10 時～12 時・13 時半～16 時半
⑦11 月 17 日　10 時～12 時・13 時半～16 時半

・１日 4～5 世帯の尋問が予定されています

本人尋問の傍聴に関して

- ✓ 傍聴多数の場合は、状況により、法廷に入れない場合もあり得ます。傍聴できない方にはあすてっぷ神戸に待機室を用意しています。午前、または午後の法廷終了後に尋問を終えた原告の声を伝えるため、ミニ報告会を開きます。
- ✓ 是非、傍聴にお越しいただき、原告を応援してください
- ✓ 法廷では反対尋問に憤りを感じることがあると思われますが、せっかくの原告の発言を遮ることになりますので、法廷での「声」はマスクの中にとどめておいてください。

・９月１日 14 時半ごろより
郷地秀夫医師の専門家証人尋問が予定されています。

５月の主尋問において、原発事故により放出された不溶性微粒子を含む放射性物質は過小評価されていること、内部被ばくに関して避難の相当性を主張しました。これに対し、被告東京電力・国が反対尋問を行います。

サポーターより　～本人尋問を傍聴して～

先日の本人尋問では、被告（国と東電）の弁護士から「事故後、福島のお祭りに参加しましたか」という質問がありました。その方は参加していなかったのですが、お祭りに参加したら何か問題があるのでしょうか。お祭りに参加するくらいなら危険だと思っていないのではないか。避難の必要がないのではないかと言いたかったのでしょうか。原告の方が終の住処として建てたログハウスの我が家。夢や希望を膨らませて新築した矢先の原発事故でした。放射能に汚染され避難せざるを得なくなりました。にも関わらず避難先から一時帰郷してお祭りに参加するかしないかまで裁判では問題にされます。原発事故の恐ろしさは勿論ですが、国と東電が個人を踏みつぶそうとする巨大権力の恐ろしさを感じました。

改めて、強大な権力に屈する事なく９年間も闘い続けてくれてありがとうと伝えたいです。国や東電や最高裁判所が相手でも事故の責任を認めさせましょう。たまには弱音も吐きながらこれからも一緒に歩みたいと思います。

近畿の裁判にも注目してください！

＊関西訴訟　@大阪地裁
９月15日(木) 開廷時間 14 時
＊京都訴訟　@大阪高裁
９月９日（金）開廷時間14時30 分

「控訴審での公正な判決を求める署名」にご協力を
https://www.change.org/Shien_Kyoto

ぽかぽかサポートチームへの入会はこちら

右のアドレスにメールをする。(携帯メールでも可)
ML 上のお名前公開の可否を書いてください

→ pokapoka.hyogo2013@gmail.com

サポートのためのカンパはこちらに！

りそな銀行　西宮北口支店　普通　1390467
ぽかぽかサポートチーム

遠方原告交通費支援緊急カンパは目標額の 20 万円に到達しました。ご支援ありがとうございます